

議員提出議案第4号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び狭山市議会会議規則（昭和42年規則第4号）第14条の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和2年11月26日提出

狭山市議会議長 加賀谷 勉 様

| | | |
|-----|---------|--------|
| 提出者 | 狭山市議会議員 | 齋藤 誠 |
| 賛成者 | 同 | 三浦 和也 |
| | 同 | 福田 正 |
| | 同 | 広山 清志 |
| | 同 | 西塚 和音 |
| | 同 | 笹本 英輔 |
| | 同 | 金子 広和 |
| | 同 | 綿貫 伸子 |
| | 同 | 衣川 千代子 |
| | 同 | 大沢 えみ子 |
| | 同 | 猪股 嘉直 |
| | 同 | 太田 博希 |

提案理由

議会の議員の期末手当の支給割合を改定したいので、この案を提出するものである。

別紙

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和45年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の212.5」を「100分の207.5」に改める。

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の207.5」を「100分の210」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。